

事業主・加入者の皆さまへ

## 被扶養者資格の再確認と提出のお願い

日頃より、当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、協会けんぽでは、保険料負担の抑制のため、高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。

平成30年度においても例年と同様に、就職などにより勤務先で健康保険にご自身で加入した方の被扶養者削除の届出が未提出（二重加入）となっていないかを重点的に確認いたします。

つきましては、同封いたしました「健康保険被扶養者状況リスト」により、被扶養者資格をご確認のうえ、協会けんぽあてにご提出（ご返送）いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、保険料負担の軽減につながる大切な事務となりますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力いただきますようお願いいたします。

全国健康保険協会（協会けんぽ）

### 確認方法

事業主より被保険者の方に対して、文書または口頭により、健康保険の被扶養者としての要件を満たしているかをご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入ください。

（所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族であることを確認された場合は、文書または口頭による確認は省略して差し支えありません。）

### 提出期限

提出期限は平成30年8月17日（金）です。

被扶養者資格の再確認が終わりましたら速やかにご提出ください。

### 再確認の対象となる方

平成30年5月11日現在の被扶養者の方

ただし、次に掲げる方は確認の対象外です。

ア 平成30年4月1日時点において18歳未満の方

イ 平成30年4月1日以降に被扶養者となった方

※上記ア、イに該当する方についても、氏名等が印字されていますが、再確認の必要はありません。

（備考欄に「確認不要」と表示しています。）

### 平成29年度の実績

削除人数：約7.6万人（平成29年10月末現在）

高齢者医療制度への負担軽減額（被扶養者資格の再確認による効果額）：約18.4億円

※高齢者医療制度への支援金については、リーフレットの5ページ目Q3をご覧ください。

お問い合わせは  
こちらから

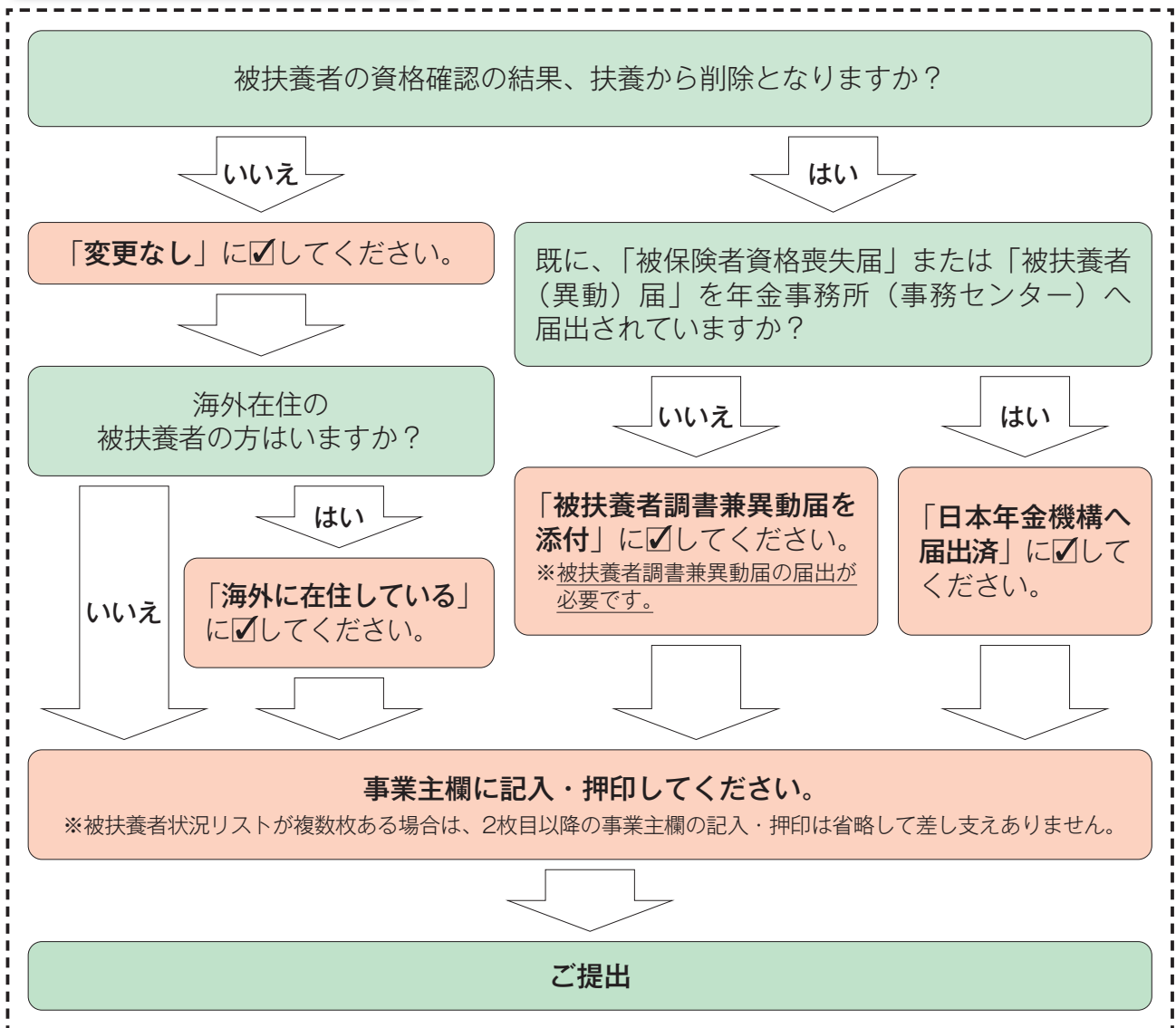
被扶養者状況リスト・マイナンバー確認リスト専用ダイヤル（平成30年8月31日まで）

0570-200-455

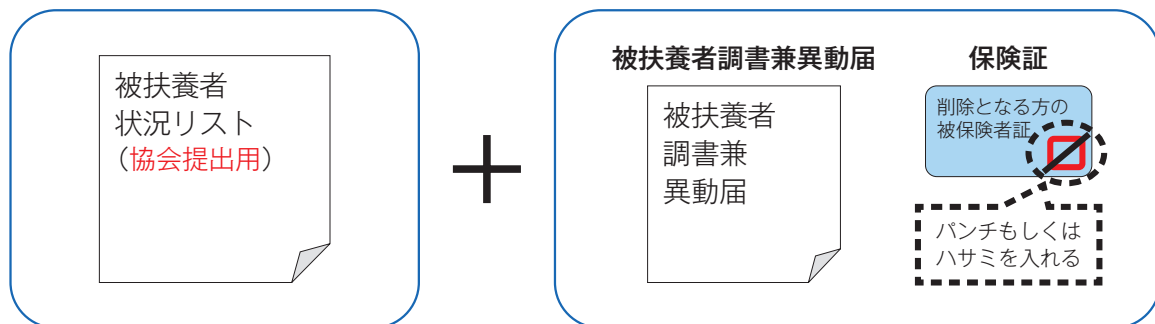
受付時間：月～金曜日 8:30～17:15 ※土・日・祝日は除く



被扶養者状況リスト記入の流れ



ご提出いただく書類



※被扶養者調書兼異動届の通知書を事業主様へ送付するまで、1ヶ月程度お時間がかかります。(Q11 参照)

お願い


同封の返信用封筒はリスト提出専用のため、一般の申請書等を同封してお送りいただくことはご遠慮いただきますようご協力をお願いいたします。

<b>健康保険被扶養者状況リスト (協会提出用)</b>					管轄の年金事務所		事業所整理記号(年金)		事業所記号(協会けんぽ)	
被保険者整理番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	被扶養者生年月日	続柄	チェック				備考	
					変更なし	海外に在住している	被扶養者調書兼異動届を添付	日本年金機構へ届出済		
1	健保 太郎	健保 花子	S56.12.12	配偶者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
1		健保 一郎	H18.9.10	子	※※※※※	※※※※※	※※※※※	※※※※※	確認不要	
2	協会 太郎	協会 二郎	S48.9.1	子	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
3	健康 大輔	健康 愛子	S35.12.12	配偶者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
3		健康 誠	S62.7.4	子	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
					<b>①</b>	<b>②</b>	<b>③</b>	<b>④</b>	<b>⑤</b>	
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

平成 年 月 日提出

上記の該当被扶養者に、現在の健康保険被扶養者状況について確認したので提出します。  
 なお、削除となる被扶養者については、被扶養者調書兼異動届を提出(添付)します。

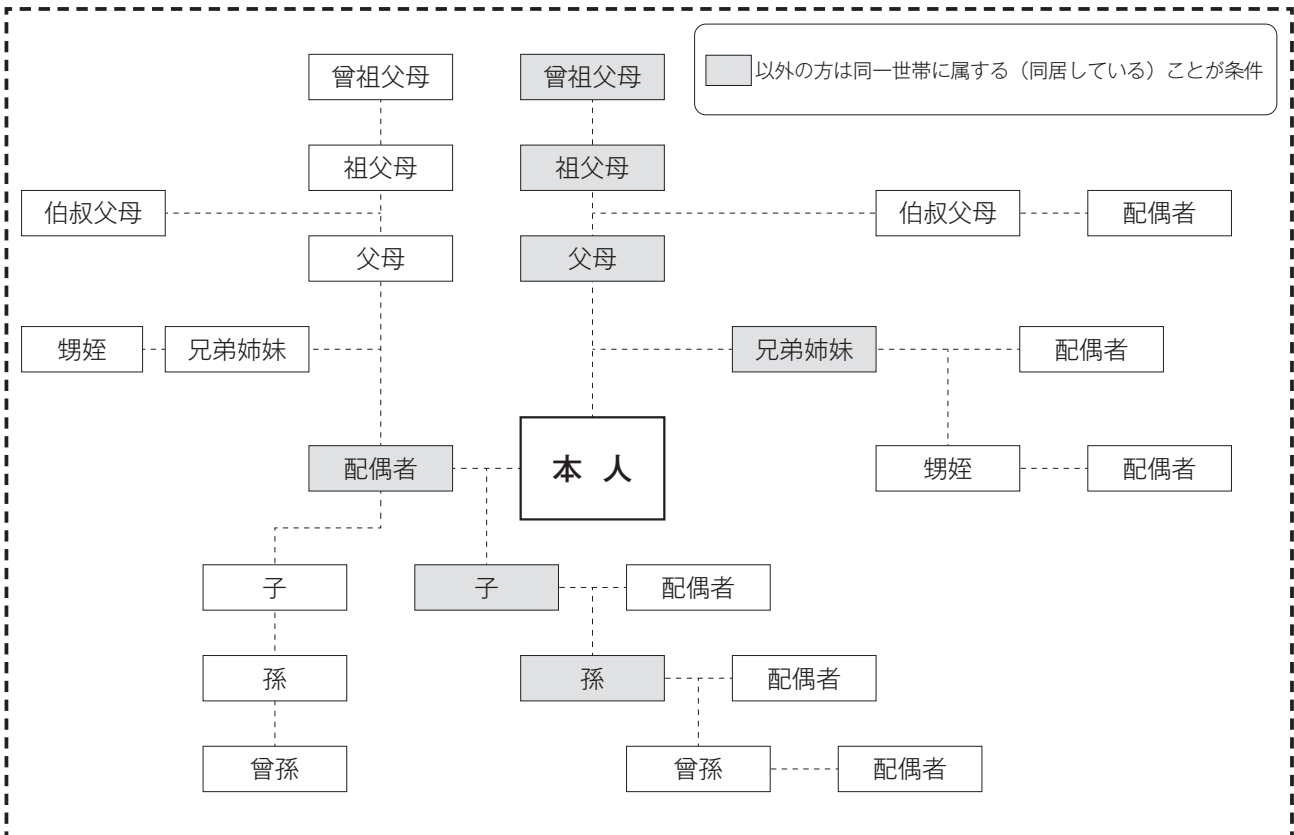
事業主欄	事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号	〒123-4567 東京都千代田区〇〇1-2-3 <b>⑥</b> 協会けんぽ株式会社 協会 太郎 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
------	----------------------------------	---



- ① 現在も変わらず被扶養者の場合は「変更なし」に☑してください。
- ② 現在も変わらず被扶養者の方が、海外に在住している場合は、「海外に在住している」にも☑してください。
- ③ 確認の結果、今回、扶養から外れる場合は「被扶養者調書兼異動届を添付」に☑してください。  
※同封している被扶養者調書兼異動届のご提出もお願いします。
- ④ 既に、年金事務所(事務センター)へ「資格喪失届」または削除のため「被扶養者異動届」を提出されている場合は、「日本年金機構へ届出済」に☑してください。  
※平成30年5月11日時点の記録を使用しているため、その日を過ぎてから削除の処理がされた方は、リストに印字されています。
- ⑤ 「確認不要」となっている被扶養者の方につきましては、再確認の必要はありません。  
※①~④のいずれにも☑をしていただく必要はありません。  
※平成30年4月1日時点において18歳未満の方、平成30年4月1日以降に被扶養者と認定された方が「確認不要」と記載されています。
- ⑥ 事業主欄に記入し、事業主印を押してください。  
※事業主が自署した場合は、事業主印は省略できます。

被扶養者の範囲

被扶養者となるのは次の範囲の方で、被保険者との同居が条件となる場合があります。



※ 続柄が「配偶者、子、孫、父、母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母、兄、弟、姉、妹」以外の場合、被扶養者状況リストの続柄欄には「その他」と表示されます。

※ 被扶養者の範囲に含まれる続柄の方であっても、他の健康保険（健康保険組合や後期高齢者医療の被保険者等）に加入している場合や、収入要件を満たしていない場合、協会けんぽの被扶養者とはなりません。

生計維持の判断基準について

被扶養者として認定されるには、主として被保険者の収入によって生計を維持されていることが必要です。

(1) 被保険者と同居（同一世帯）の場合

扶養家族の年収<sup>※1</sup>が130万円未満（60歳以上または障害者<sup>※2</sup>の場合は180万円未満）で、かつ被保険者の年収の1/2未満<sup>※3</sup>であること。

(2) 被保険者と同居（同一世帯）でない場合

扶養家族の年収が130万円未満（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）で、かつ被保険者からの仕送り（援助）額より少ないこと。

※1 扶養家族の年収：給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付 などとなります。なお、給与所得者の場合は総収入額、自営業者の場合は最低限の必要経費を引いた残りの収入額が年収となります。

※2 障害者：障害厚生年金を受給できる程度の障害者

※3 扶養家族の年収が被保険者の年収の1/2以上であっても、その額が130万円未満（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）で被保険者の年収を上回らない場合は、総合的に判断し、扶養家族と認められる場合があります。

## よくあるご質問

Q1 本人への確認はどのように行えば良いですか。

A1 事業主様から被保険者の方に対して、文書または口頭によりご確認願います。なお、文書により確認する場合の文書例を協会けんぽホームページに掲載していますので、是非ご活用ください。

Q2 ホームページに被扶養者資格再確認についての情報が掲載されていますか。

A2 協会けんぽホームページの「お役立ち情報」に被扶養者資格再確認情報のリンク集を掲載しています。  
なお、協会けんぽホームページのURLは、「<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>」です。  
また、「お役立ち情報」ページのURLは、「<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g5>」です。

Q3 被扶養者削除の届出をせず、被扶養者のままにしておくとうなりますか。

A3 高齢者の医療費は税金、本人負担によるほか、協会けんぽを含む各医療保険制度からの拠出金等により賄われていますが、こうした拠出金等の一部は、各医療保険制度の前期高齢者の加入率に応じて算出されます。  
このため、被扶養者の方が就職等されたにもかかわらず、被扶養者（異動）届を提出されていないと、医療保険への二重加入が生じ、協会けんぽが負担する拠出金等の額が過大に算出されることになり、皆さまの保険料負担も増えることがあります。

Q4 なぜ、「労働保険の年度更新」や「算定基礎届」が実施されるこの時期に行うのですか。

A4 上記A3のとおり、高齢者の医療費にかかる拠出金については、主に前期高齢者の加入率に応じて算出されます。そのため、加入者の人数を早期に適正な人数とする必要があるため、事業年度の早い時期に実施することとしています。

Q5 被扶養者でなくなった日の基準を教えてください。

A5 被扶養者でなくなった日は次のとおりとなります。  
ア 収入増加の場合…事実発生日（例：時給が上がった日）  
※日付が不明な場合は、申出日をご記入ください。  
イ 就職の場合…就職年月日  
ウ 死亡の場合…死亡日の翌日  
エ 離婚の場合…離婚年月日  
オ 75歳到達の場合…誕生日

Q6 被扶養者に認定されているのに、送付されてきたリストに記載がありません。追記が必要ですか。

A6 追記の必要はございません。  
今回お送りした「被扶養者状況リスト」には、平成30年5月11日現在の被扶養者として認定されている方を記載しております。記載されていない方はその日以降に被扶養者認定の入力処理がされた方と思われます。

Q7 被扶養者の氏名や続柄等、リストの記載内容に誤りがあるので訂正してほしいのですが。

A7 協会けんぽで実施する被扶養者資格の再確認で対応できるのは、被扶養者資格の削除のみです。お手数をお掛けいたしますが、氏名等の訂正につきましては、事業所管轄の年金事務所（事務センター）へ届出をお願いいたします。

## よくあるご質問

Q8 リストを紛失してしまったのですが。

A8 専用ダイヤルへご連絡ください。  
リストを再作成のうえお送りいたします。

Q9 所得証明書等、証明書類の添付は必要ですか。

A9 平成30年度においては、健康保険の二重加入の防止を中心に行うため、送付するリストをもとに事業主様にて二重加入等がないか確認いただく方法としています。そのため、収入証明や住民票等の添付書類については、事業主様の負担とならないよう省略しています。  
ただし、海外在住の被扶養者については、後日、仕送り額が確認できる書類の提出をお願いする予定としておりますので、追ってご案内いたします。

Q10 削除する者の被保険者証が見当たらないのですが。

A10 どうしても被保険者証が見当たらない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を添付してください。  
※「健康保険被保険者証回収不能届」は協会けんぽホームページよりダウンロードしていただくか、専用ダイヤルへ必要部数の送付をご依頼ください。  
※後日、被保険者証が見つかった場合は、協会けんぽへ返却してください。

Q11 「被扶養者調書兼異動届」を提出しましたが、通知書はいつ頃送られてきますか。

A11 ご提出いただいた被扶養者調書兼異動届は、協会けんぽにおける内容確認や協会けんぽから年金事務所への回送および年金事務所における審査・入力処理がありますので、通知書の送付までに、1ヶ月程度お時間をいただくこととなります。  
そのため、お急ぎの場合は、協会けんぽ被扶養者資格再確認専用の被扶養者調書兼異動届ではなく、通常の被扶養者異動届を事業所管轄の年金事務所（事務センター）へ直接ご提出ください。  
※通常の異動届を年金事務所（事務センター）へ提出される場合、リストには「日本年金機構へ届出済」にをしてください。

Q12 通常、被扶養者異動届は年金事務所に提出していますが、なぜ被扶養者調書兼異動届は協会けんぽに提出するのですか。

A12 被扶養者資格の再確認については、保険者である協会けんぽが行うこととなっておりますので、今回の被扶養者の再確認にかかる被扶養者調書兼異動届については協会けんぽへご提出ください。  
なお、通常の被扶養者異動届については、事業所管轄の年金事務所（事務センター）へご提出ください。

Q13 同封の被扶養者調書兼異動届が不足する場合はどうすればよいですか。

A13 お手数をおかけしますが、協会けんぽホームページよりダウンロードしていただくか、専用ダイヤルへ必要部数の送付をご依頼ください。

Q14 リストを紙ではなくデータでもらいたいのですが。

A14 希望された事業主様へCD-R（又はDVD-R）を送付させていただきますので、専用ダイヤルへご連絡ください。

ご不明な点等ございましたら  
専用ダイヤル：0570-200-455  
までお問い合わせください。



全国健康保険協会  
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>